

## 付 議 第 2 号

### 高知県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会表彰規則（昭和 38 年高知県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
教育委員会規則  
-----

高知県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第 号****高知県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会表彰規則（昭和38年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「表彰するために」を「表彰するため」に改める。

第3条の見出しを「（表彰の区分）」に改め、同条第6項第1号中「かえりみず」を「顧みず」に改め、同項第6号中「とわず」を「問わず」に、「賞さんを受け」を「賞賛を受け、」に改め、同項第7号中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第8項中「該当する者」を「該当するもの」に改め、同項第4号中「相当と」を「相当であると」に改める。

第4条ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条中「これを」を「、これを」に改める。

第7条の見出しを「（該当者等の推薦）」に改め、同条第1項中「委員会事務局」を「委員会の事務局」に、「教育長が別に」を「高知県教育長（以下「教育長」という。）が」に改める。

第8条第1項中「表彰の適正を期する」を「被表彰者の候補者の選定に関する事項を審議する」に、「高知県教育委員会表彰審査会」を「高知県教育委員会表彰選定審査会」に改め、同条第2項を削る。

第9条第3項中「委員会事務局」を「委員会の事務局」に改める。

第11条第2項中「その職務」を「、その職務」に改める。

第12条第2項中「会議」を「、会議」に改める。

第14条中「必要な」を「、表彰に関し必要な」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（被表彰者の決定）

**第13条** 審査会は、第7条の規定により推薦されたものの中から被表彰者の候補者を選定し、その名簿を作成して、委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の名簿を基に被表彰者を決定するものとする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、同項の名簿に記載されたもの以外のものを被表彰者として決定することができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

高知県教育委員会表彰審査会を高知県教育委員会表彰選定審査会にその名称を変更するとともに、現行では、高知県教育委員会表彰審査会が審査を行い、その結果を教育委員会に報告するとしているものを、児童生徒表彰の審査との整合性を持たせるため、高知県教育委員会表彰選定審査会で候補者を選定し、教育委員会が同審査会から提出された候補者の名簿を基に被表彰者を決定するよう改めるものである。

2 施行期日

公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新  
高知県教育委員会表彰規則(抜粋)

旧  
高知県教育委員会表彰規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育活動が優れ、成果の著しい学校、保育所及び共同調理場並びに教育関係者であって、特に功績が顕著なもの及び全体の奉仕者として他の模範となる職員を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第3条 略

2～5 略

6 土佐の教育功績表彰は、職員及び教育関係者であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 自らの危険を顧みず職務を遂行した者

(2)～(5) 略

(6) 職務の内外を問わず善行があり、社会の賞賛を受け、職員としての名誉を高揚した者

(7) 前各号に掲げる者のほか、委員会が土佐の教育功績表彰をすることを適当であると認める業績又は行為のあった者

7 略

8 土佐の教育実践表彰は、管理職を除く職員であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が教育実践表彰をすることを適当であると認める業績又は行為のあった者

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育活動が優れ、成果の著しい学校、保育所及び共同調理場並びに教育関係者であって、特に功績が顕著なもの及び全体の奉仕者として他の模範となる職員を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第3条 略

2～5 略

6 土佐の教育功績表彰は、職員及び教育関係者であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 自らの危険をかえりみず職務を遂行した者

(2)～(5) 略

(6) 職務の内外をとわず善行があり、社会の賞さんを受け職員としての名誉を高揚した者

(7) 前各号に掲げる者のほか、委員会が土佐の教育功績表彰をすることを適当と認める業績又は行為のあった者

7 略

8 土佐の教育実践表彰は、管理職を除く職員であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が教育実践表彰をすることを適当と認める業績又は行為のあった者

9 略

(表彰の方法)

第4条 表彰は、委員会が表彰状を授与して行うものとする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、併せて金品を授与することができる。

(追彰)

第5条 表彰に該当する者が死亡したときは、前条の例によりその遺族に授与して、これを追彰するものとする。

(該当者等の推薦)

第7条 委員会事務局の課長、教育機関の長、学校若しくは保育所の長又は市町村教育委員会は、第3条の規定に該当する者又は学校、保育所若しくは共同調理場(次項において「該当者等」という。)があるときは、高知県教育長(以下「教育長」という。)が定める様式により委員会に推薦するものとする。

2 略

(審査会)

第8条 被表彰者の候補者の選定に関する事項を審議するため、委員会に、高知県教育委員会表彰選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第9条 略

2 略

3 委員は、委員会事務局の課長及び高知県教育センター所長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第11条 略

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理

9 略

(表彰の方法)

第4条 表彰は、委員会が表彰状を授与して行うものとする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、併せて金品を授与することができる。

(追彰)

第5条 表彰に該当する者が死亡したときは、前条の例によりその遺族に授与してこれを追彰するものとする。

(表彰の手續)

第7条 委員会事務局の課長、教育機関の長、学校若しくは保育所の長又は市町村教育委員会は、第3条の規定に該当する者又は学校、保育所若しくは共同調理場(次項において「該当者等」という。)があるときは、教育長が別に定める様式により委員会に推薦するものとする。

2 略

(審査会)

第8条 表彰の適正を期するため、委員会に、高知県教育委員会表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、表彰すべきものの適否を審査してその結果を委員会に報告するものとする。

(組織)

第9条 略

2 略

3 委員は、委員会事務局の課長及び高知県教育センター所長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第11条 略

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理す

する。

(会議)

第12条 略

2 審査会は、会長又は副会長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(被表彰者の決定)

第13条 審査会は、第7条の規定により推薦されたものの中から被表彰者の候補者を選定し、その名簿を作成して、委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の名簿を基に被表彰者を決定するものとする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合は、同項の名簿に登載されたもの以外のものを被表彰者として決定することができる。

(記録)

第14条 略

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育長が定める。

る。

(会議)

第12条 略

2 審査会は、会長又は副会長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(記録)

第13条 略

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

高知県教育委員会表彰規則をここに公布する。

○高知県教育委員会表彰規則

(昭和 38 年 9 月 3 日教育委員会規則第 5 号)

**改正** 昭和 43 年 11 月 5 日教育委員会規則第 7 号  
 平成 5 年 9 月 29 日教育委員会規則第 16 号  
 平成 8 年 3 月 26 日教育委員会規則第 5 号  
 平成 11 年 3 月 30 日教育委員会規則第 4 号  
 平成 14 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号  
 平成 17 年 6 月 28 日教育委員会規則第 20 号

昭和 47 年 9 月 26 日教育委員会規則第 11 号  
 平成 7 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号  
 平成 9 年 3 月 25 日教育委員会規則第 3 号  
 平成 12 年 3 月 28 日教育委員会規則第 4 号  
 平成 15 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号  
 平成 21 年 3 月 3 日教育委員会規則第 1 号

高知県教育委員会表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育活動が優れ、成果の著しい学校、保育所及び共同調理場並びに教育関係者であつて、特に功績が顕著なもの及び全体の奉仕者として他の模範となる職員を表彰するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所をいう。
- (3) 公立学校 学校教育法第 1 条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)で、県立及び市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立のものをいう。
- (4) 共同調理場 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 6 条に規定する共同調理場をいう。
- (5) 職員 高知県職員定数条例(昭和 24 年高知県条例第 31 号)第 1 条に規定する職員のうち高知県教育委員会(以下「委員会」という。)の事務局の職員並びに高知県学校職員定数条例(平成 14 年高知県条例第 4 号)第 2 条に規定する県立学校職員及び県費負担教職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)をいう。

(表彰)

第 3 条 表彰は、委員会が、次に掲げる区分により行う。

(1) 学校表彰

- ア 教育研究実践表彰
- イ 健康推進活動表彰
- ウ 学校給食優良表彰
- エ 学校安全優良表彰

(2) 職員表彰

- ア 土佐の教育功績表彰
- イ 土佐の教育奨励表彰

## ウ 土佐の教育実践表彰

### (3) 勤続表彰

- 2 教育研究実践表彰は、教育の研究及び実践に努め、その成果が特に顕著で他の模範となる公立学校に対して行う。
- 3 健康推進活動表彰は、積極的な健康推進活動を展開し、他の模範となる公立学校に対して行う。
- 4 学校給食優良表彰は、学校給食の実施に関し、優秀な成績を上げた公立学校及び共同調理場に対して行う。
- 5 学校安全優良表彰は、学校安全の推進に積極的に取り組み、優れた成果を上げている学校及び保育所に対して行う。
- 6 土佐の教育功績表彰は、職員及び教育関係者であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 自らの危険をかえりみず職務を遂行した者
  - (2) 職務に関して有益な研究、発明又は工夫考案をした者
  - (3) 業務の改善及び能率の増進について著しく貢献した者
  - (4) 災害若しくは事故を未然に防止し、又は災害に際し特に功績のあった者
  - (5) 重要かつ困難な職務を遂行し、特に顕著な成績を上げた者
  - (6) 職務の内外をとわず善行があり、社会の賞さんを受け職員としての名誉を高揚した者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、委員会が土佐の教育功績表彰をすることを適当と認める業績又は行為のあった者
- 7 土佐の教育奨励表彰は、常に職務に精励し、成績及び技能が優れ他の模範となる職員に対して行う。
- 8 土佐の教育実践表彰は、管理職を除く職員であって、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 日々の教育実践において地道な努力を続け、優れた成果が認められる者
  - (2) 学校における教育実践を支え、教育効果を上げるために重要な力となっている者
  - (3) 困難な職務に専念し、教育効果を上げた者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、委員会が教育実践表彰をすることを適当と認める業績又は行為のあった者
- 9 勤続表彰は、永年本県に勤続し、職務に精励した職員並びに非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対して行う。ただし、知事の勤続表彰を受ける職員については、この限りでない。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、委員会が表彰状を授与して行うものとする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、併せて金品を授与することができる。

### (追彰)

第5条 表彰に該当する者が死亡したときは、前条の例によりその遺族に授与してこれを追彰するものとする。

### (表彰の時期)

第6条 学校表彰、職員表彰のうち土佐の教育奨励表彰及び土佐の教育実践表彰並びに勤続表彰は、原則として年1回行う。

2 土佐の教育功績表彰は、必要に応じて随時行う。

(表彰の手續)

第7条 委員会事務局の課長、教育機関の長、学校若しくは保育所の長又は市町村教育委員会は、第3条の規定に該当する者又は学校、保育所若しくは共同調理場(次項において「該当者等」という。)があるときは、教育長が別に定める様式により委員会に推薦するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、必要に応じ、関係機関に該当者等の推薦を依頼することができる。

(審査会)

第8条 表彰の適正を期するため、委員会に、高知県教育委員会表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、表彰すべきものの適否を審査してその結果を委員会に報告するものとする。

(組織)

第9条 審査会は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は教育長、副会長は教育次長をもって充てる。

3 委員は、委員会事務局の課長及び高知県教育センター所長をもって充てる。

第10条 審査会に書記を置く。

2 書記は、会長の指名する職員をもって充て、上司の指導を受けて庶務に従事する。

(会長及び副会長)

第11条 会長は、会務を総轄し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第12条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長又は副会長及び委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(記録)

第13条 職員の表彰を行ったときは、人事記録にその旨を記載するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

(他の訓令の改正)

2 高知県教育委員会事務局処務規程(昭和36年3月教育委員会訓令第1号)第59条中「高知県職員表彰規程(昭和29年12月高知県訓令第49号)」を削る。

付 則(昭和43年11月5日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年9月26日教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年9月29日教育委員会規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式については、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、平成7年3月31日までの間は、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成7年3月28日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月26日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月30日教育委員会規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月28日教育委員会規則第4号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日教育委員会規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月28日教育委員会規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高知県教育委員会表彰規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月3日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 高知県教育委員会表彰規則改正のイメージ

新

児童生徒表彰の高知県  
児童生徒表彰選定委員  
会に合わせる

旧

### 高知県教育委員会表彰選定審査会

- 被表彰者の候補者を選定
- 名簿作成

名簿を提出

### 教育委員会

- 名簿を基に被表彰者を決定

### 高知県教育委員会表彰審査会

- 表彰するものの適否を審査
- 被表彰者を決定

結果を報告

### 教育委員会